

○経済産業省告示第七十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十四日

経済産業大臣 武藤 容治

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

つがるオフショアエナジー合同会社 青森県つがる市木造有楽町四十五番地の一

二(一) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

発電事業

三(一) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年五月十三日

二(二) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

E|Flow合同会社 大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目一番六号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

特定卸供給事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年五月十三日